

意見書案第 7 号

成人ぜん息患者医療費助成制度への経費助成を求める意見書

川崎市においては、平成 19 年 1 月から、ぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした成人ぜん息患者医療費助成制度を実施している。本制度は、成人ぜん息患者の医療費の一部を助成する制度であるが、その財源は、全額市の負担となっている。

一方、隣接する東京都においても、都内のぜん息患者を対象とした医療費助成制度が平成 20 年 8 月に創設された。この制度は、平成 19 年 8 月に和解が成立した東京大気汚染公害訴訟を契機に創設されたものであるが、その財源には、大気汚染の原因者である事業者からの拠出金及び国の出資金により構成される公害健康被害予防基金から、予防事業費として 60 億円もの助成金が拠出されている。

また、国は、平成 20 年度からの新たな事業として、従来の公害健康被害予防事業に加え、ぜん息患者の増悪予防や健康回復を行うことへの支援を目的とした自立支援型公害健康被害予防事業を創設した。本市が実施する成人ぜん息患者医療費助成制度は、当該事業と目的を同じくする重要な支援策であることから、国に当該事業として認定し、事業経費を助成対象とするよう要請を行っているところであるが、いまだ前進がない状況である。

これらの状況は、国の自治体支援における公平性の観点から、是正が求められるものと考ええる。

よって、国におかれては、本市成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、ぜん息患者の医療費の負担軽減に係る事業経費の助成について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣
環境大臣